大阪広域環境施設組合公平委員会委員の服務の宣誓に関する条例

平成27年2月20日条例第13号

最終改正:令和元年7月23日

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第9条の2第12項 において準用する同法第31条の規定に基づき、大阪広域環境施設組合公平委 員会委員の服務の宣誓に関して規定することを目的とする。

(服務の宣誓)

第2条 新たに大阪広域環境施設組合公平委員会委員となった者は、次の宣誓 書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

宣誓書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且 つ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的且つ能率的に運営 すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実且つ公正に職務を執行 することを固く誓います。

年 月 日

附則

この条例は公布の日からこれを施行する。

附 則(令和元年7月23日条例第1号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。